住 宅 用 家 屋 証 明 書

（イ）第４１条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

（a）新築されたもの

（b）建築後使用されたことのないもの

租税特別措置法施行令　　　　　　特定認定長期優良住宅

（c）新築されたもの

（d）建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

（e）新築されたもの

（f）建築後使用されたことのないもの

（ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

（a）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等が

された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

（b）（a）以外

の規定に基づき、下記の家屋（　　　　年　　月　　日　新築・取得）がこの規定に該当

するものである旨を証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の住所 |  |
| 申請者の氏名 |  |
| 家屋の所在地 |  |
| 家屋番号 |  |
| 取得の原因　（移転登記の場合） | 　　（１）売買　　　（２）競落 |

千税発第　　　　号

　　年　　月　　日

千代田町長　　高　橋　純　一